

指定学校変更許可基準

区分	許可理由	対象学年	添付書類	許可期間
許可地区	地理的条件、所属町内会等により、教育委員会が学区外通学を許可している地区	全学年	・町内会長の証明	許可開始日から卒業まで
身体的理由	身体障害又は身体虚弱により指定学校に通学することが困難な場合	全学年	・医師の診断書 ・その他教育委員会が必要と認める書類	許可開始日から当該理由が消滅するまで(学年毎に更新)
共働き等	夫婦共働き(父子・母子家庭で親が就労している場合を含む。)で昼間養育できず、預かり先がある地区の学校へ通学を希望する場合	小学校6年生以下	・両親の勤務証明書(第2号様式) ・児童預り証明書(第3号様式)	許可開始日から小学校6年生終了時まで
環境不適合	転居したが著しく適応性に欠け又教育に支障をきたすため、従来の学校に通学を希望する場合	全学年	・学校長副申書(第5号様式)	許可開始日から当該学年末まで(但し更新を妨げない)
市内間転居(卒業学年)	小学校6年生又は中学校3年生時の転居で通学に支障がない場合	小学校6年生 中学校3年生	・学校長副申書(第5号様式)	許可開始日から当該校の卒業まで
市内間転居(隣接学区外転居)	隣接学区以外への転居で通学に支障がない場合	全学年	・学校長副申書(第5号様式)	許可開始日からその学期が終了するまで
市内間転居(隣接学区間転居)	隣接学区への転居で通学に支障がない場合	全学年	・学校長副申書(第5号様式)	許可開始日から中学校卒業まで (但し中学校への進学に際し学区外通学を許可するのは、学区外通学が許可されていた当該小学校区が属する中学校へ進学する場合に限るものとし、中学校への進学に際して改めて手続を要するものとする)
転居予定	住宅の新築等により転居することが確定しているため、予め転居予定地区の学校に通学を希望する場合で、通学に支障がない場合	全学年	・建築確認通知書の写 ・売買契約書の写 ・賃貸借契約書の写 ・その他転居を証明する書類	許可開始日から1年以内
住民票異動未了	特別な事情で居住地に住民登録ができない場合	全学年	・民生委員、町内会長等による居住を証明する書類 居住証明書(第4号様式)	許可開始日から住民登録が可能になるまで(学年毎に更新)
学校選択制	学校選択制に基づく各学校の受け入れ枠内の場合	新入学生		許可開始日から中学校卒業まで (但し中学校への進学に際し学区外通学を許可するのは、学区外通学が許可されていた当該小学校区が属する中学校へ進学する場合に限るものとし、中学校への進学に際して改めて手続を要するものとする)
イメージン教育枠	イメージン教育枠内の場合(石井小学校に限る。)	新入学生		許可開始日から中学校卒業まで (但し中学校への進学に際し学区外通学を許可するのは、学区外通学が許可されていた当該小学校区が属する中学校へ進学する場合に限るものとし、中学校への進学に際して改めて手続を要するものとする)
その他	真にやむを得ない理由があり、教育上の配慮が必要であると教育委員会が認める場合	全学年	・学校長副申書(第5号様式) ・その他教育委員会が必要と認める書類	許可開始日から必要と認める期間